

## 司法修習生に対して修習給付金を支給する制度創設にあたっての会長声明

2017年（平成29年）4月19日、司法修習生に対して修習給付金を支給する改正裁判所法（以下、本法という。）が成立した。これにより、2017年（平成29年）の司法修習生から基本給付金として月額13万5000円、さらに必要に応じて住居給付金（上限3万5000円）及び移転給付金が支給される見込みとなっている。

本来、司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ市民の権利を実現する社会的インフラであり、これを担う法曹となる司法修習生は、公費をもって養成されるべきである。このような理念のもとに、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し、給与が支払われてきた（給費制）。

しかし、この給費制は、2011年（平成23年）に廃止され、司法修習のために必要な資金を貸与する制度に変更された。これ以後の司法修習生は、大学・法科大学院での奨学金債務に加えて、貸与金として数百万円の負債を負担せざるを得ない状況になるなど、重い経済的負担を強いられていた。近年、法曹を目指す者は激減しているが、こうした重い経済的負担がその一因となっていることが指摘されている。

当会は、司法修習生の重い経済的負担を解消し、本来どおり法曹養成が公費により行われるよう、そして有為の人材が経済的な理由によって法曹となることを断念することがないよう、司法修習生への給費制復活のための活動を行ってきた。本法は、この活動の確かな前進として評価できるもので、当会は、本法の成立を歓迎する。なにより、この間、当会の活動に賛同しご尽力いただいた多くの国会議員や県議会議員、市民、諸団体の方々に対し、あらためて深く感謝申し上げる。

もっとも、本法によりすべての問題が解消されたわけではない。

本法による給付金額は、司法修習のための資金として必ずしも十分ではなく、司法修習の意義・実態を踏まえて、その適正額についてさらなる検討が必要である。

さらに、より重要な問題は、本法は、2011年（平成23年）から2016年（平成28年）の間に司法修習生となった人らに対し何らの措置もなされていないということである。これらの司法修習生と、2010年（平成22年）以前に司法修習生となった人及び本法による給付を受ける司法修習生との間で、司法修習の意義・実態は何も異ならないにもかかわらず、受ける経済的支援だけが大きく異なり著しい不公平が生じることになる。

そして、2011年（平成23年）に司法修習生となり貸与金の支給を受けた人らは、早くも2018年（平成30年）7月から貸与金の返還を迫られ、経済的負担が顕在化することになるため、同世代への給費制に代わる是正措置の整備は早急に取り組むべき切迫した問題である。

よって、当会は、本法の成立をこれまでの活動の確かな前進として評価するとともに、今後も上記問題解消のため、引き続き活動に取り組む所存である。

以上

2017年（平成29年）5月22日

長野県弁護士会 会長 三浦守孝